

災害時等におけるキッチンカーによる
物資の供給等に関する協定書

令和6年6月

旭川市

一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会

災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「乙」という。）は、災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して、キッチンカーによる物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙による物資供給が必要になったときは、要請書（第1号様式）により、物資供給を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、物資供給の実施の可否を速やかに回答するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な食材及び物資の供給
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことが適当と認めたもの

2 乙が前項各号の規定により物資を提供する場合は、関係法令に基づき特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者への通知等をし、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

(物資供給の実施)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から物資供給の要請を受けたときは、可能な限り速やかに、物資供給の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲に物資供給を実施したときは、実施報告書(第2号様式)により、実施内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が実施する物資供給に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙が収集する寄付金及び寄贈品等で賄うときは、この限りではない。

2 乙が実施する物資供給に伴う移動に係る費用は、乙が負担する。

(事故の報告)

第6条 乙は、物資供給の実施において事故があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(損失補償及び損害賠償)

第7条 物資供給の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 乙は、物資供給の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(災害補償)

第8条 この協定に基づき、乙が実施する物資供給に従事した者(以下「従事者」という。)が物資供給の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者が加入する保険により対応するものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資供給に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(平常時の体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から連絡体制票を作成、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。た

だし、有効期間満了の日から1か月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、効力が1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年 6月 3日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 東京都千代田区平河町一丁目7番5号
ヴィラロイヤル平河802
一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理事長 山口純司

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

要請書

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理 事 長 様

旭 川 市 長

「災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請日	履行の場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			

問い合わせ先
担当
TEL
FAX
E-mail

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

実施報告書

旭 川 市 長 様

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理 事 長

「災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定」第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

品 目	納入年月日	数 量	納入場所	備 考

問い合わせ先
担当
TEL
FAX
E-mail